国立大学法人大阪大学 学長 平野 俊夫 様

> 北海道大学教職員組合 執行委員長 神沼 公三郎

## 国立大学法人大阪大学による 不当労働行為に断固、抗議します

大阪大学教職員組合及び大阪大学箕面地区教職員組合からの情報によると、大阪大学は 2008 年 5 月以降、両組合の団体交渉に応じるに当たって正当な理由なく開催時間、開催場所などを一方的に限定する不当労働行為を働いてきたとのことです。また、 2011 年 3 月 15 日に大阪府労働委員会から大阪大学の不当労働行為を断罪する救済命令が出されたにもかかわらず、大阪大学は救済命令を不服として中央労働委員会に再審査を申し立て、同時に両組合に対しては救済命令の履行を拒否したと聞いています。 北海道大学は 2009 年 11 月の団体交渉で、交渉の場から勝手に立ち去るなどした

北海道大学は2009年11月の団体交渉で、交渉の場から勝手に立ち去るなどしたため、2011年3月31日に北海道労働委員会から明確に労働組合法第7条違反(不誠実団体交渉と支配介入の2点による不当労働行為)を指摘されました。その結果、中央労働委員会への提訴などはせず、自らの非を認める形で道労働委員会の救済命令に従いました。

官僚的思考が根強く残り、そのため労働関係に無知な北海道大学でさえ、不当労働行為の重大性と悪質性を認めざるを得なかったのに、府労働委員会の救済命令を全く無視する大阪大学の態度は極めて異常です。大阪大学のそうした態度は、いまや全国大学高専教職員組合(全大教)に結集する国立大学と高専の全組合があまねく知るところとなっています。さらに大阪大学の態度が国民のあいだに知れ渡っていったら、国民は大阪大学の基本姿勢に深く失望することでしょう。

ここに北海道大学教職員組合は、北海道大学から不当労働行為を受けた経験に基づき、北海道大学をはるかにしのぐ内容で労働組合法第7条違反の罪を重ねている大阪大学の悪質な態度に、満腔の怒りをもって抗議の意を表明します。

貴職におかれては、中央労働委員会への再審査申し立てを速やかに取り下げ、大阪 大学教職員組合及び大阪大学箕面地区教職員組合に対して自らの不当労働行為を認め る謝罪文を手渡した上で、両組合との相互信頼関係の構築にむけて真摯に話し合いを されるよう強く要求します。